

## 廃炉等積立金管理運用基本方針

平成30年3月28日

改正 令和6年5月10日

### (目的)

第一条 この方針は、廃炉等積立金（以下「積立金」という。）を安全かつ確実に管理運用するため、その基本原則及び方法等について定めることを目的とする。

### (管理運用の基本原則)

第二条 積立金の管理運用に当たっては、安全性を第一義に流動性及び効率性を確保する。

#### (1) 安全性の確保

元本の安全性を確保するため、安全な金融商品により管理運用するとともに、預金については、金融機関の経営の健全性に十分留意する。

#### (2) 流動性の確保

取戻金の払戻しに支障を来さないよう、必要な資金を確保するとともに、不測の需要に備え資金の流動性に留意する。

#### (3) 効率性の確保

安全性及び流動性を確保した上で、効率的な運用に努める。

### (運用の方法)

第三条 積立金の運用は、第五条に定める廃炉等積立金の運用に関する計画（以下「積立金運用計画」という。）に基づき、機構において行う。

2 積立金の運用は、法令に基づき、以下に掲げる運用の方法により行う。

- 一 国債の保有
- 二 地方債の保有
- 三 特別の法律により設立された法人の発行する債券の保有
- 四 主務大臣の指定する金融機関への預金
- 五 金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）

### (運用の原則)

第四条 積立金の運用期間は、積立て及び取戻しに係る額及び時期その他の事項を十分に勘案して行う。

- 2 積立金の運用に当たっては、運用対象の金融商品を満期又は期限まで持ちこきることを原則とする。ただし、次に掲げる場合には、債券及び譲渡性預金の売却又は運用中の預金等の解約を行うことができる。
  - 一 資金の安全性を確保するために必要な場合
  - 二 流動性を確保するために必要な場合
  - 三 効率性を向上させるため金融商品の入替えを行う場合

(積立金運用計画の作成等)

第五条 機構は、毎事業年度、積立金運用計画を作成する。

- 2 積立金運用計画の作成又は変更に際しては、運営委員会への報告を行うものとする。

(関係事業者の関与)

第六条 機構は、積立金運用計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、廃炉等実施認定事業者（以下この条において「関係事業者」という。）に必要な協議を行う。

- 2 機構は、毎事業年度の各四半期の終了後、積立金の運用の状況に関し、関係事業者に報告を行う。

附則

この方針は、平成30年3月28日から施行し、同日から適用する。ただし、第六条第二項の規定は、同年4月1日から施行し、同日から適用する。

この方針は、令和6年5月10日から施行し、同日から適用する。